

小平市ごみ処理基本計画策定の  
基本的事項について

— 答 申 —

平成 24 年 5 月

小平市廃棄物減量等推進審議会

## はじめに

本審議会は平成22年7月に市長より諮問を受け、平成25年度から平成34年度の10年間の小平市ごみ処理基本計画策定に係る基本的事項について、2年間にわたり審議を行ってまいりました。

さて、今後10年間の廃棄物行政について考えますと、小平市・東大和市・武蔵村山市による3市共同資源化事業の検討結果の具体化や平成33年度に焼却施設の更新が必要であること、ごみ収集有料化の方向性、製品プラスチックや小型家電などのリサイクル促進、最終処分場の延命化など小平市にとって大変重要な時期に当たります。

本審議会においてはこれらの状況を踏まえ、活発な議論を行うために廃棄物の減量部会と適正処理の維持・向上部会という二つの分科会を設け、それぞれのテーマに沿って議論を進めてまいりました。本答申では今後の基本計画策定について根幹となるべきことを述べており、答申を補足するために分科会の報告要旨を掲載しています。

市長におかれましては、基本計画を策定するに当たり本答申を十分活かしていただきますよう要望いたします。また、基本計画に基づいた施策の実施により、ごみ減量とリサイクル推進、循環型社会の形成を進めていただきますよう要望いたします。

## 目 次

答申.....	1
分科会報告要旨	
1 廃棄物の減量部会.....	3
2 適正処理の維持・向上部会.....	4
審議経過等.....	5

# 答 申

平成22年7月9日付け「小平市ごみ処理基本計画策定に係る基本的事項について」の諮問に対し、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 基本計画策定に当たっての基本方針

ごみ減量を行うためにはごみの発生抑制が基本であり、発生抑制のためには市民の学習や啓発活動によって市民生活の見直しを図ることが必要である。

このため、基本計画策定に当たっては、市民の学習、啓発活動の推進を基本としてあらゆる施策を展開することが必要である。例えば、集団回収事業、クリーンメイトの活動、イベント事業、拠点回収など市民が直接参加する活動についてマンネリ化や停滞を招かないように事業の見直しや啓発活動の強化が必要である。

### 2 施策展開の方向性

#### (1) 食物資源（生ごみ）の資源化について

現在行われているモデル地区での資源化事業を市内全域に拡大し、事業でできた堆肥は市内の農家や市民菜園で使用するなどの実践が必要である。

また、事業の検証、事業コストの抑制やメタンガス化等の方法による資源化の検討をすることも必要である。

#### (2) 焼却施設の建て替えについて

人口の動向とごみ減量施策の充実によるごみの減少状況から考えて、今後建て替える焼却施設については、現在より小規模の施設で対応が可能であると考ええる。

さらに新たな施設は発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とすべきであり、排出ガス、排水、焼却灰等のダイオキシン類、放射線の計測データの常時公表なども行うべきである。

また、安心して施設見学できるような施設とすべきである。

建て替えに当たっては、何事も市民の理解の基に進めるべきであり、建替え工程ごとに市民の理解を得る必要がある。

### (3) ごみ収集有料化について

ごみ収集有料化に向けての取り組みについては、市民が検討の進み具合が逐次わかるように工夫し、市民にわかりやすく公表すべきである。有料化によるごみ減量効果や他の施策の推進への影響も検討すべきである。

### (4) 数値目標について

発生抑制、資源化、最終処分量の数値目標については、今後も引き続き高い目標を掲げ、実現に向けてあらゆる施策に取り組むべきである。

なお、リサイクル率については現在の数値目標を達成していないので、目標達成に向け検討を進め、新たな施策を展開すべきである。

### (5) 国や業界等との協力について

市民によるごみの発生抑制への取り組みに併せて、拡大生産者責任に基づく製造業者、販売業者によるごみの発生抑制への取り組みが重要であり、国への要請や業界の協力を得る体制作りを検討する必要がある。

## 分科会報告要旨

### 1 廃棄物の減量部会

#### (1) 食物資源（生ごみ）のリサイクル

- ① 生ごみ自家処理及び自宅、市民菜園、家庭菜園での使用の奨励
- ② 個人、グループ、集合住宅での食物資源処理機の普及及び促進  
購入者への説明会・講習会の実施、購入後のアフターケアの充実
- ③ 食物資源一次処理物の収集拠点の拡大と広報
- ④ 食物資源由来の堆肥の農業使用、農産物の地域販売を行う循環システムの構築
- ⑤ 生ごみのメタンガス化、飼料化など堆肥化以外の活用の検討
- ⑥ 食物資源循環モデル事業の市内全域での本格実施

#### (2) 陶磁器のリサイクル

収集方法の検討

#### (3) ごみの減量

- ① 不燃ごみの減量
  - ・ワレガラスの資源化
  - ・製品プラスチックの資源化の検討（サーマルリサイクル）
  - ・分別変更したプラスチック容器やペットボトルの分別の徹底
- ② 可燃ごみの減量
  - ・軟質プラスチックの資源化
  - ・廃油から石けん作り、その他の廃油利用の検討
  - ・シュレッダー紙類やその他紙類の資源化促進
- ③ 資源物の減量
  - ・リサイクルショップ・フリーマーケット・バザー等の活用
- ④ 減量のための様々な取り組み
  - ・市報・ごみらいふ等での広報、パッカー車を活用したPR、施設見学ツアー・イベント・各種講習会の開催
  - ・学校・家庭・地域で幼児期からの体験的活動を取り入れた環境学習
  - ・ごみ収集の有料化、レジ袋の有料化
  - ・過剰包装の抑制、リターナルビンの利用

#### (4) 集団回収の奨励

- ① 登録しているが活動していない団体への呼びかけ
- ② 資源収集品目の拡大

## 2 適正処理の維持・向上部会

### (1) 分別方法について

- ① 現在の分別方法を基本にして、「燃えないごみ」の名称については他に適当な名称がないか検討すべきである。
- ② 食物資源（生ごみ）を新しい資源として分別に追加すべきである。
- ③ 小型家電、陶磁器についても収集を検討すべきである。

### (2) 収集方法について

現在の収集方法を基本にして、燃えないごみの収集日を減らすことを検討すること。

### (3) ごみ収集有料化について

過去の答申において有料化を推進すべきとし、東京都市長会においても有料化を実施する方向となっている。市では有料化を検討中であるが、その中身が市民には見えてこない。検討の過程や有料化による効果や弊害を整理し、有料化の具体策を市民に見える形で議論をする必要があるだろう。

### (4) ごみ減量について

市民の学習と啓発活動により、ごみになるものを買わない・作らない意識の高揚とリサイクル推進がすべての施策に優先されるべきである。

### (5) 焼却施設の建て替えについて

- ① 焼却炉の規模は人口の動向やごみ減量の施策の充実を考えると現在より小規模になることはあっても、拡大する必要は考えられない。
- ② 発電や熱利用の付帯設備が望まれる。
- ③ 排気、排水、焼却灰等の環境への影響を配慮し、常時、計測データの即時公表をする態勢を保つ。放射能の問題も考慮する。
- ④ 建替え後の設備は、見学者の安全と学習しやすい見学路を考慮する。
- ⑤ 建て替えの進め方に関して、事前に工程を確認し、住民の理解の下に進めてほしい。

## 審議経過等

○諮問書	6
○第9期小平市廃棄物減量等推進審議会審議経過	7
○第9期小平市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	8
○配布資料	9
○用語の解説	10



# 諮問書

平環ご発第60号  
平成22年7月9日

小平市廃棄物減量等推進審議会長 殿

小平市長 小林 正 則

「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年小平市条例第25号）」第7条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

## 記

### 1. 諮問事項

小平市ごみ処理基本計画策定に係る基本的事項について

### 2. 諮問理由

平成20年3月に定められた、小平市ごみ処理基本計画改訂版は、循環型社会の形成推進を計画理念とし、将来のごみ処理とリサイクル推進事業の根幹となるものであり、廃棄物行政の課題に対して基本方針を示すものであります。

改訂後の基本計画の対象期間は、平成20年度から最終目標年度を平成24年度の5年間と定めております。

小平市では、廃棄物の発生抑制を最優先に掲げた施策を実施するとともに、生ごみなどの資源化やプラスチック製容器包装の分別収集拡充、徹底、事業系ごみ有料化の徹底、新たな分別収集、資源化の検討など、さまざまな課題について取り組んでいく必要があります。

また、施設面としては、粗大ごみ処理施設や平成33年度に予定しているごみ焼却施設の更新などがあり、廃棄物の発生抑制はもとより資源化を推進するための分別の徹底などを広域的に進めていかなければなりません。

このような背景のもと、現在の基本計画がまもなく目標年次を迎えようとしており、今後の廃棄物の減量及び処理について、長期的・総合的な見地から計画的に推進していくため、平成25年度を初年度とする次期基本計画の策定が必要となってまいりました。

つきましては、新たな基本計画の策定に当たり、基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本的事項についてご審議賜りますよう、ここに諮問いたします。

## 第9期小平市廃棄物減量等推進審議会審議経過

回 数	時 期	態 様	内 容
第1回	平成22年7月9日	諮問  審議	「小平市ごみ処理基本計画策定に係る基本的事項について」  ・ 審議日程  ・ 諮問内容の確認
第2回	平成22年9月14日	視察	・ 小平市リサイクルセンター、リブレこだいら、小平・村山・大和衛生組合、こもれびの足湯の視察
第3回	平成22年10月29日	視察	・ 彩の国資源循環工場の視察
第4回	平成22年12月14日	審議	・ 小平市のごみの現状についての説明及び諮問事項の審議
第5回	平成23年5月19日	審議	・ 諮問事項の審議及び今後のスケジュールについて
第6回	平成23年7月14日	審議	・ 諮問事項の審議及び各分科会による審議
第7回	平成23年9月15日	審議	・ 諮問事項の審議及び各分科会による審議
第8回	平成23年11月1日	審議	・ 諮問事項の審議及び各分科会による審議
第9回	平成24年1月18日	審議	・ 答申（案）の審議
第10回	平成24年3月22日	審議	・ 答申（案）の審議

## 第9期小平市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成22年6月16日～平成24年6月15日  
(敬称略)

番号	役 務	氏 名	分 野	所属分科会
1	会長	ごとう こうたろう 後藤 弘太郎	学識経験者	適正処理の維持・向上部会
2	副会長	しらそう かずこ 白相 和子	公募市民	廃棄物の減量部会
3	委員	いけうち てつや 池内 哲也	事業者(大規模小売店)	廃棄物の減量部会
4	委員	いけづき えつこ 池月 恵津子	事業者(小平市清掃事業協同組合)	廃棄物の減量部会
5	委員	いとざくら みわこ 糸 桜 美和子	公募市民	廃棄物の減量部会
6	委員	おとはた としゆき 乙幡 俊之	公募市民	適正処理の維持・向上部会
7	委員	おびなた たつお 小日向 辰雄	事業者(小平商工会)	適正処理の維持・向上部会
8	委員	きむら はじめ 木村 肇	公募市民	適正処理の維持・向上部会
9	委員	さわふじ さとし 澤藤 聡	公募市民	適正処理の維持・向上部会
10	委員	しま きょうこ 島 京子	公募市民	適正処理の維持・向上部会
11	委員	たけまつ かずとし 竹松 和利	公益団体(小平商工会)	適正処理の維持・向上部会
12	委員	たちかわ ひろゆき 立川 裕之	事業者(農業経営者)	適正処理の維持・向上部会
13	委員	たない としお 棚井 俊雄	公募市民	適正処理の維持・向上部会
14	委員	どい けんいちろう 土井 健一郎	事業者(再資源化業者)	適正処理の維持・向上部会
15	委員	とよさき ちづみ 豊崎 千津美	市民団体代表(生活協同組合)	廃棄物の減量部会
16	委員	はやしだ よしこ 林田 良子	市民団体代表(小平市ごみ減量推進実行委員会)	廃棄物の減量部会
17	委員	ひらた しずお 平田 鎮男	公募市民	廃棄物の減量部会
18	委員	みずの まさし 水野 正志	公共代表(学校長) 任期：平成22年6月16日～平成23年5月18日	
		むらまつ もりお 村松 守夫	公共代表(学校長) 任期：平成23年5月19日～平成24年6月15日	廃棄物の減量部会
19	委員	やまわき としひこ 山脇 壽彦	公募市民	廃棄物の減量部会
20	委員	りー さとこ リー 智子	公募市民	廃棄物の減量部会

## 配布資料

第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 9 期小平市廃棄物減量等推進審議会委員名簿</li> <li>2 第 9 期（前期）小平市廃棄物減量等推進審議会審議日程（案）</li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例、施行規則（抜粋）</li> <li>4 小平市ごみ処理基本計画（改訂）平成 20 年 3 月</li> <li>5 ごみ処理の流れ</li> <li>6 諮問書</li> </ol>
第 2 回	視察に関する資料を配布
第 3 回	視察に関する資料を配布
第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小平市清掃事業概要 平成 22 年度版（平成 21 年度実績）</li> <li>2 ごみ・資源物の処理の流れ（平成 21 年度実績）</li> <li>3 年未年始のごみ・資源物の収集について</li> </ol>
第 5 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各委員からの質問事項一覧</li> <li>2 生ごみ処理機アンケート結果</li> <li>3 エコクッキング資料</li> <li>4 平成 21 年度「東京たまエコセメント製品」使用実態調査のまとめ</li> <li>5 平成 21 年度多摩 26 市の状況</li> <li>6 平成 23 年 5 月 5 日発行 市報こだいら「ごみ分別・減量特集号」</li> </ol>
第 6 回	配布資料なし
第 7 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 6 回廃棄物減量部会報告</li> <li>2 第 6 回適正処理の維持・向上部会報告</li> <li>3 生ごみ処理機アンケート集計</li> <li>4 廃棄物減量提言（委員作成）</li> </ol>
第 8 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 7 回廃棄物減量部会報告</li> <li>2 第 7 回適正処理の維持・向上部会報告</li> </ol>
第 9 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 8 回廃棄物減量部会報告</li> <li>2 第 8 回適正処理の維持・向上部会報告</li> <li>3 小平市清掃事業概要 平成 23 年度版（平成 22 年度実績）</li> <li>4 答申案</li> </ol>
第 10 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 答申案</li> </ol>

## 用語の解説

- ・拡大生産者責任

製品等の製造者や販売者が、その製造等が廃棄物になった後においても、製造者等が自ら回収してリサイクルを行うなどの一定の責任を負うこと。これにより、生産者等は廃棄物になりにくい製品や処理しやすい製品開発を行うようになると考えられています。

- ・拠点回収

市内の小売店や公共施設などの店頭に設置した回収ボックスから牛乳（紙）パック・白色トレイを回収すること。牛乳パックはトイレットペーパー、白色トレイは白色トレイにリサイクルされています。

- ・クリーンメイト（廃棄物減量等推進員）

市民ボランティアとしてお住まいの地域でごみの減量とリサイクルの推進について指導的な役割を担っていただく方のことで、地域の集積所のごみの排出指導や不法投棄監視活動にご協力いただいています。

- ・サーマルリサイクル

廃棄物を焼却した際に発生する熱や水蒸気を温水などの熱源、冷暖房、発電などのエネルギーとして有効活用されます。

- ・市民菜園

市民の健全な余暇利用を目的として市が貸し出す菜園で、1区画(10平方メートル・20平方メートル)を2年間使用できます。

- ・集団回収

地域の家庭から出される新聞・雑誌・段ボール・ビン・カン等の資源を自治会、子供会、老人会などの地域団体が一定の日時や場所に集めて、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。市ではこうした活動がごみ減量、リサイクル推進につながることから、その回収量に応じた補助金を支給しています。集団回収で得られるお金は、地域団体の活動資金として役立てられています。

- ・食物資源循環モデル事業

この事業は、資源循環を目標として、食物資源（生ごみ）を分別収集し、資源としてリサイクル（たい肥化）することにより、環境負荷の低減および焼却施設への負担の軽減や食物資源（生ごみ）の分別収集の市内全域への拡大の可能性を検証することを第一の目的としています。

- ・生ごみのメタンガス化

生ごみをメタン発酵させ、バイオマスエネルギーとしてメタンガスを回収することで、焼却してごみ発電をするより高効率のエネルギー回収が可能となります。

- ・リターナルビン

繰り返し使用することを前提に作られたビンのこと。ビールびんや一升びん、牛乳びんなどが代表的なリターナルビンです。